

## 第275回国有財産関東地方審議会の開催結果について

本日、「国有財産関東地方審議会（上條正仁 会長）」が関東財務局長の諮問を受けて開催されました。

審議の結果、下記諮問事項について、諮問のとおり処理することを適当と認める答申がなされました。

### 記

#### 第1 諮問

東京都文京区小日向2丁目に所在する国有地の利用方針について

所在地 東京都文京区小日向2丁目187番3外2筆

区分 土地

数量 7,182 m<sup>2</sup>

利用方針	相手方	利用計画	処理区分	用途 指定期間
特別養護老人ホーム等	文京区が公募により選定する事業者	①特別養護老人ホーム ②ショートステイ ③認知症高齢者グループホームまたは看護小規模多機能型居宅介護事業所 ④育成室	一般定期借地 50年 減額貸付 (当初10年) 時価貸付 (40年)	貸付期間中

(参考)

本財産は、「国家公務員宿舎の削減計画」に基づき廃止決定された小日向住宅跡地で、平成27年10月に財務省より引き受け、令和3年6月に留保財産※に決定したものです。

今後は、利用方針に基づき、令和10年度の特別養護老人ホーム等の開設に向け、所要の処理を進めていきます。

※留保財産とは、有用性が高く希少な国有地について、将来世代におけるニーズへの対応のため、「留保財産」として所有権を留保しつつ、地域・社会のニーズを踏まえ、定期借地権による貸付けを行う財産。

## 第2 諮問

東京都世田谷区深沢3丁目に所在する国有地の利用方針について

所在地 東京都世田谷区深沢3丁目28番1

区分 土地

数量 1,954 m<sup>2</sup>

利用方針	相手方	利用計画	処理区分	用途 指定期間
障害者施設	世田谷区が公募により選定する事業者	障害者施設敷地 生活介護 共同生活援助 短期入所 児童発達支援	一般定期借地 50年 (時価貸付)	貸付期間中

(参考)

本財産は、「国家公務員宿舎の削減計画」に基づき廃止決定された深沢宿舎跡地で、平成29年9月に警察庁より引き受け、令和元年12月に留保財産に決定したものです。

今後は、利用方針に基づき、令和9年4月頃の障害者施設の開設に向け、所要の処理を進めていきます。

【本件に関するお問合せ先】

財務省関東財務局

管財第1部管財総括第1課 こはた 木幡

TEL 048-600-1168 (ダイヤル)

## 〔国有財産地方審議会〕

国有財産の管理及び処分に関する事案の中には、その処理の方向について強い関心もたれるものがあり、これらの事案については、国有財産管理処分機関のみの判断によることなく、広く民間有識者の意見を聴いて処理するため、国有財産法第9条の2、3、4に基づき各財務局に設置されている国有財産地方審議会に諮問し、その調査審議を経ることとされています。

国有財産関東地方審議会委員名簿

氏 名	職 名
井 岡 智 子	(一財)消費科学センター 理事
上 條 正 仁	(一社)埼玉県経営者協会 名誉会長
金 野 美奈子	東京女子大学現代教養学部 教授
斉 木 正 人	不動産鑑定士
澤 野 正 明	弁護士
竹 内 康	東京農業大学地域環境科学部地域創成科学科 教授
田 中 千 恵	(福)東京都社会福祉協議会 総務部長
湊 元 良 明	東京商工会議所 理事・事務局長
西 尾 京 介	(株)ユニークエディションズ 代表取締役
長谷川 秀 行	(株)産経新聞社 論説副委員長
平 田 京 子	日本女子大学家政学部住居学科 教授
藤 倉 まなみ	桜美林大学リベラルアーツ学群 教授

(敬称略、五十音順)

※ 国有財産法(抜粋)  
(昭和二十三年六月三十日法律第七十三号)

(国有財産地方審議会)

第九条の二 財務局ごとに、国有財産地方審議会(以下「地方審議会」という。)を置く。

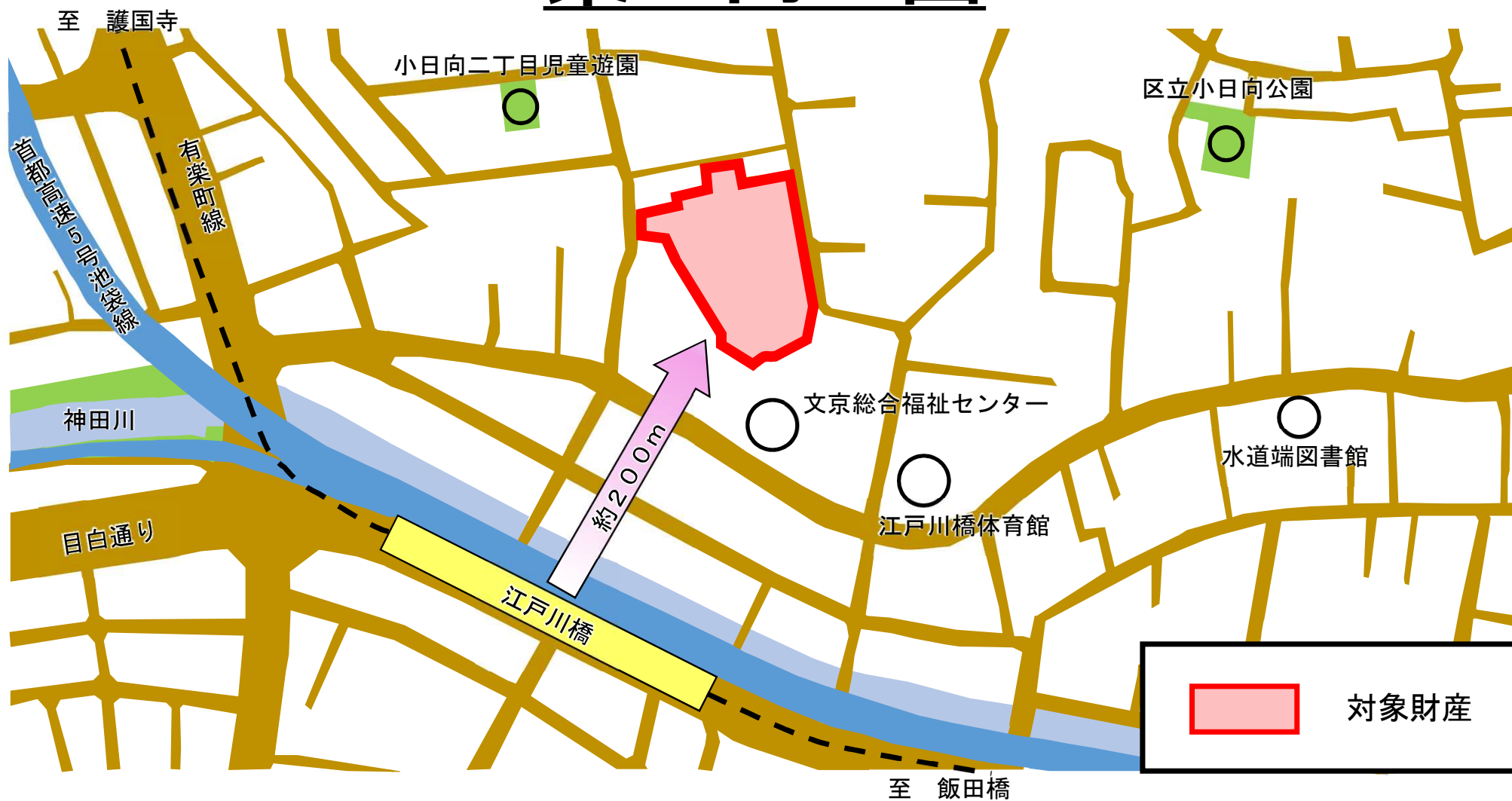
第九条の三 地方審議会は、財務局長の諮問に応じて国有財産の管理及び処分について調査審議し、並びにこれに関し財務局長に意見を述べることができる。

2 地方審議会は、前項に規定するもののほか、第二十八条の二第二項、第二十八条の四及び第三十一条の四第三項の規定により諮問される事項を調査審議する。

第九条の四 前条に定めるもののほか、地方審議会の組織及び委員その他の職員その他地方審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

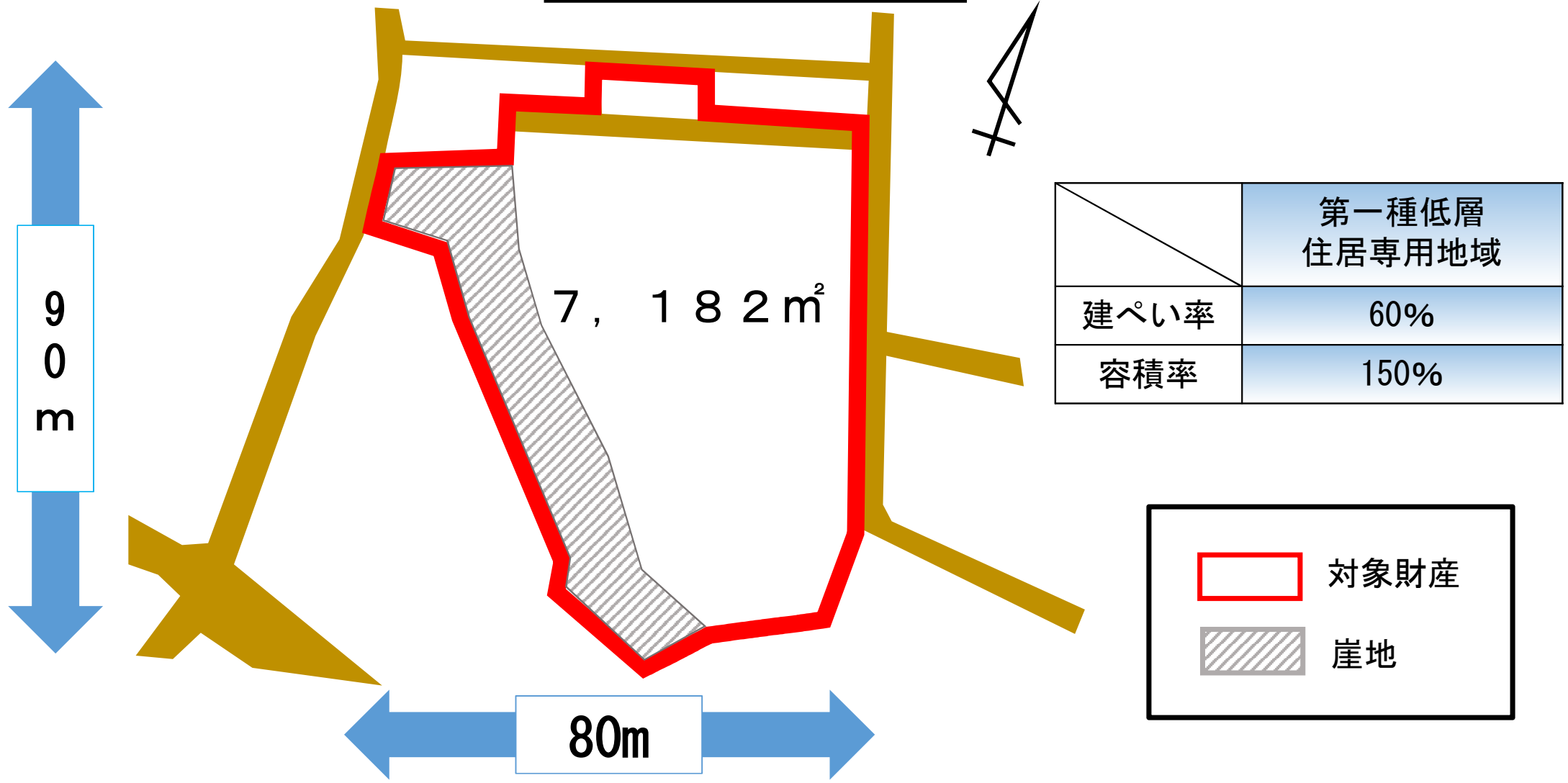
# 第1 諮問

## 案内図



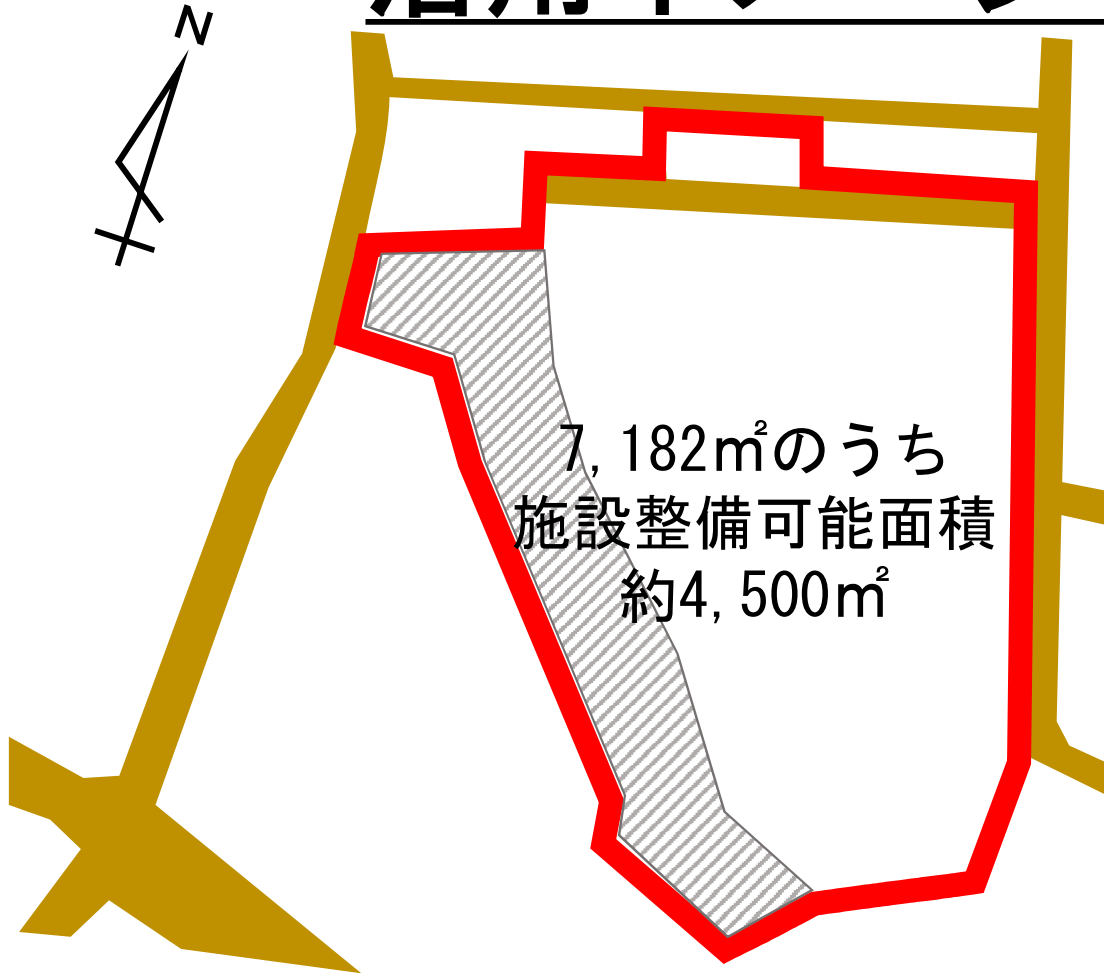
# 第1 諮問

## 現況図



# 第1 諮問

## 活用イメージ（想定施設）



施設名	延べ床面積	定員
特別養護 老人ホーム	5,000㎡	100人 程度
ショートステイ		特養ホーム定員の 1割以上
認知症高齢者 グループホーム 又は 看護小規模多機能型 居宅介護事業	750㎡	2または3 ユニット
育成室（放課後 児童クラブ）		29人
	300㎡	80人

# 第2 諮問

## 位置図



第2 諮問

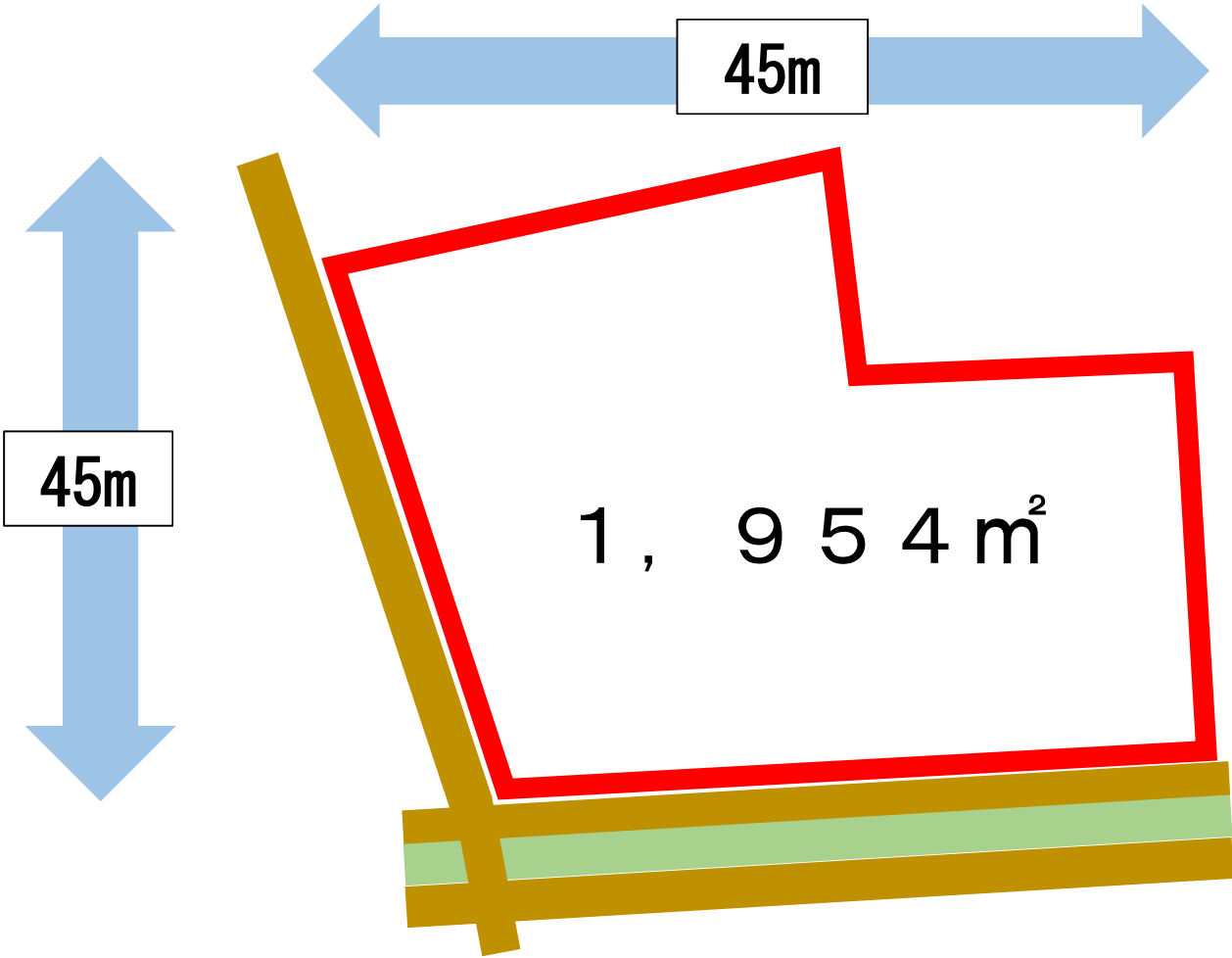
# 案内図





第2 諮問

現況図

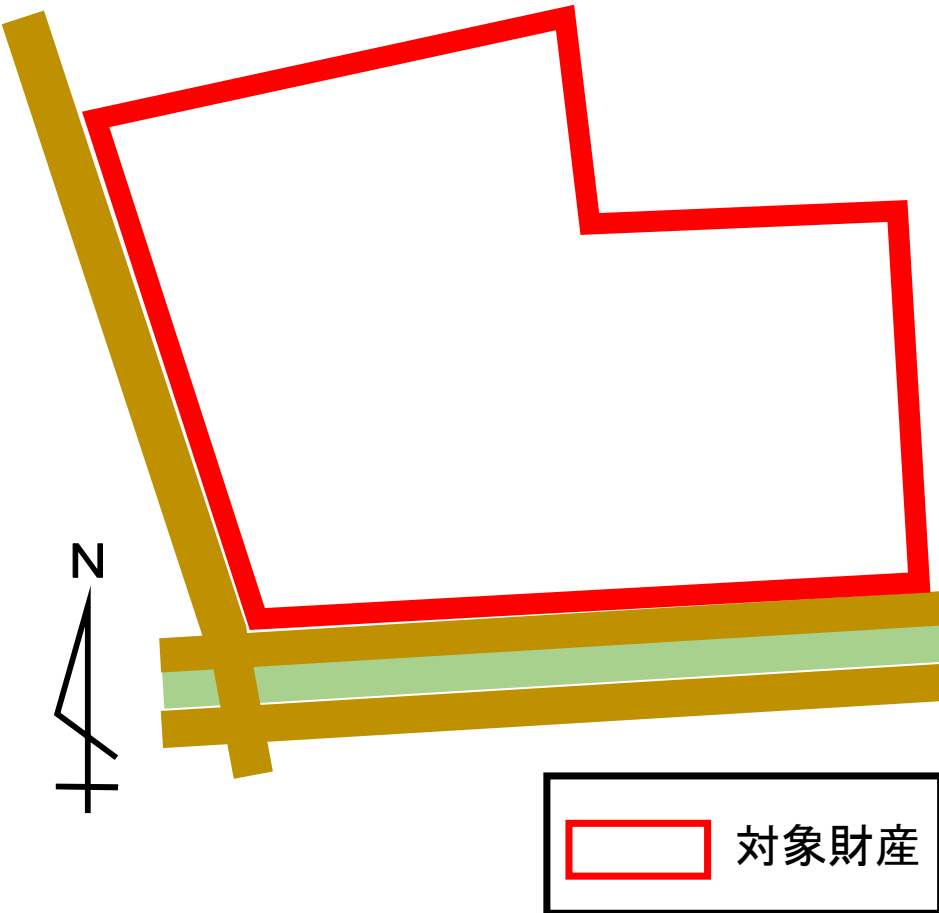


	第一種低層 住居専用地域
建ぺい率	50%
容積率	100%



## 第2 諮問

# 活用イメージ（想定施設）



施設名 【サービス対象者】	延床 面積	定員
生活介護 【身体障害者※】	600m <sup>2</sup>	20人程度
①共同生活援助(重度障害者向け) ②短期入所 【身体障害者※】	1,000m <sup>2</sup>	①20人 ②2人
児童発達支援 【医療的ケアを必要とする 重症心身障害児及び障害児】	250m <sup>2</sup>	15人 (うち重症 心身障害児 5人)

※ 知的障害との重複障害者や医療的ケア者を含む